

## \*\*\* 「HELPカード」 利用規約 \*\*\*

本規約は、石川県肢体不自由児協会ならびに石川県肢体不自由児者父母の会連合会が『HELPカード』作成及び提供に関連する利用条件を定めるものです。本規約に同意し、当会の承認を受けた方は、『HELPカード』の提供を受けることができるものとします。（ご本人の同意・確認が困難な場合は、親権者の方が承諾のうえ作成してください。）

本規約は、当会が発行する『HELPカード』を利用する全ての方に適用されるものとし、利用者は、障害のある方ならびに援護を必要とされる方とします。

### 第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

「当協会」とは…石川県肢体不自由児協会と石川県肢体不自由児者父母の会連合会を指す。

「HELPカード」とは…災害発生や所持者が不慮の事故による怪我、病気発症などの緊急時に第三者の円滑なサポートや保護、関係医療機関への速やかな搬送などの支援を受ける為の一助として機能するカード。

「記入シート」とは…HELPカード作成に必要な情報を記入し、作成作業を円滑・確実・正確にするシート（用紙）。

「個人情報」とは…HELPカードに記載する情報・特定の個人を識別できる情報。

### 第2条（名称）

このカードの名称を「HELPカード」とします。ただし、ロゴマークを共有し同じ目的で使用されるカードであれば名称はこの限りではありません。

### 第3条（作成の目的）

HELPカードは災害発生やカード所持者が不慮の事故による怪我、病気発症、その他緊急時に第三者の円滑なサポート、保護、関係医療機関への速やかな搬送などの一助として機能し障害のある方を守る事を目的として作成します。

### 第4条（対象者）

障害のある方ならびに援護を必要とされる方を対象とします。

### 第5条（作成依頼・登録）

本規約の全てに同意した上、本規約及び当協会が定める方法によりHELPカード所持者として登録するものとします。なお、HELPカード作成依頼申請をした時点で、当協会が定めるHELPカード作成規約に同意したものとみなします。

当協会は、HELPカード作成依頼・登録があった場合、当協会が承認し作成が決定します。作成にあたって当協会から記入シートをお送りし記入していただきます。情報を記載した記入シートを封書にて返送していただき、HELPカード作成となります。

### 第6条（禁止事項）

HELPカードは所持者専用のカードであり譲渡、貸与、名義変更、その他第三者の利用に供する行為はできません。

### 第7条（カード管理上の注意）

HELPカード所持者は、カード管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、第三者の使用、損害の責任に関しては自己責任とし、管理については十分に注意を払うものとします。

### 第8条（記載情報の変更と再発行）

当協会はHELPカード申請書を4月9月1月に設けます。記載情報の変更があった場合、再発行の場合は、事前に当協会に申し出て申請月までに、第5条の規定に基づいて作成の手続きを行います。申請月までに届出をしなかったことにより、作成を次回申請月まで待っていただく事になるため、変更・再交付届出は速やかに当協会まで連絡してください。

### 第9条（記載情報・個人情報）

記入シートに記載された個人情報は、HELPカード作成にあたり個人情報の取扱いに十分に留意します。「HELPカード」の趣旨に沿った目的で、不測の事態・緊急時に備え、消防や警察・医療などの公共の機関に開示する場合があります。

### 第10条（ロゴマークの禁止事項）

HELPカードを象徴するロゴマークは、デザイン・作成者が、当協会に使用を許可したもので、マークを構成するイラストデザイン、文字、配色に関する一切の権利は当協会に帰属しています。HELPカードの使用者に、一切の権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、所有権、著作権などを侵害する一切の行為をしてはならないものとします。

但し、HELPカード周知目的のポスターなど、正当な目的の拡大や縮小、作成上やむを得ず生じる多少のズレなどは、これに含まれないものとします。特に、個人でHELPカードを作成する方が、本条に違反し問題が発生した場合、個人の責任であり問題を解決するとともに、当協会に迷惑又は損害を与えないものとします。

商標登録第 5268287号

### 第11条（HELPカード作成の停止・中止）

当協会は、火災・長期的な停電、天災地変等の非常事態によりHELPカード作成が不能となった場合、カード作成業務に支障が出るなど正当な理由で継続不能は止むを得ないと判断した場合にHELPカード作成を停止・中止できる事とします。

### 第12条（免責）

HELPカード所持者にトラブルが生じた場合（名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等）に関して、当協会は責任を負わないものとします。また、緊急時に第3条（作成の目的）に定めた、本来のHELPカードの目的が（第三者の円滑なサポート、保護、関係医療機関への速やかな搬送など）機能しなかった場合にも、当協会は責任を負わないものとします。

### 第13条（当協会員がカード所有に伴う料金）

別途料金表に定める金額を当協会に納めていただきます。

### 第14条（規約改正）

当協会は、常任理事会で承認を得た場合、本規約を改正することができるものとします。本規約を改正した場合、改正内容をHELPカード所持者に緊急性・必要性に応じた伝達方法で告知するものとします。

平成20年 5月28日 制定

平成20年 5月28日 施行

### 【問合せ先・申し込み先】

（事務局）〒920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内  
石川県肢体不自由児協会 石川県肢体不自由児者父母の会連合会  
電話・FAX 076-224-6126  
Eメールアドレス ishikawakenshiren@movie.ocn.ne.jp